

平成25年12月20日及び平成26年4月1日に指定又は取消しを行った
優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について（お知らせ）

平成26年4月1日
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第9条に基づき、平成25年12月20日及び平成26年4月1日に指定又は取消しを行った優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について、お知らせいたします。

1. 平成25年12月20日及び平成26年4月1日の指定又は取消しに伴う優先評価化学物質の届出区分の変更について

表1 新たに指定した優先評価化学物質について

優先評価化学物質 通し番号	指定日	製造・輸入数量等の届出
No.142～163	平成25年 12月20日	本年度から優先評価化学物質として届出
No.164～176	平成26年 4月1日	本年度は一般化学物質として届出 平成27年度から優先評価化学物質として届出

表2 指定を取り消した優先評価化学物質について

優先評価化学物質 通し番号	取消日	製造・輸入数量等の届出
No.120	平成25年 12月20日	本年度から優先評価化学物質 No.152 として届出
No.127		本年度から優先評価化学物質 No.156 として届出
No.30	平成26年 4月1日	本年度は優先評価化学物質 No.30 として届出 平成27年度は No.173 として届出
No.101		本年度は優先評価化学物質 No.101 として届出 平成27年度は No.169 として届出
No.104		本年度は優先評価化学物質 No.104 として届出 平成27年度は No.171 として届出
No.121		本年度は優先評価化学物質 No.121 として届出 平成27年度は No.174 として届出

※優先評価化学物質に新たに指定する物質が、既に指定されている優先評価化学物質の物質範囲を包括する場合に、これまでの優先評価化学物質の指定を取り消しました。今後は、新たに指定した優先評価化学物質として扱います。

2. 平成26年4月1日に指定した優先評価化学物質とCAS番号の関連付け及び製造・輸入数量等の届出の留意点

平成27年度受付（平成26年度実績）より優先評価化学物質として製造・輸入数量等の届出を行うに際し、平成26年4月1日に指定した物質のうち、範囲の複雑なものについて、該当するCAS番号や届出における留意点を次の別紙にまとめています。

別紙を参照し、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

（参考）優先評価化学物質の製造数量等の届出方法について

優先評価化学物質の届出方法については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成26年3月）（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）を御参照ください。

※「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成26年3月）
（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual-H26.pdf

本件に関するお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

（電話）03-3501-0605

（FAX）03-3501-2084

（mail）kashinhou-junbi@meti.go.jp

※（参考）経済産業省化審法ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

平成26年4月1日に指定した優先評価化学物質に
該当するCAS番号と製造・輸入数量等の届出における留意点

平成26年4月1日
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

平成26年4月1日に指定した優先評価化学物質のうち、範囲の複雑なものについて、該当するCAS番号をお知らせいたします。

平成27年度受付（平成26年度実績）からの製造・輸入数量等の届出においては、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：164

アルカン-1-アミン（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン

CAS 番号（注1）	届出の留意点
111-86-4	—
112-90-3	—
124-22-1	—
124-30-1	—
143-27-1	—
2016-42-4	—
61788-45-2	（注2）
61788-46-3	
61790-18-9	
61790-33-8	

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：165

N, N-ジメチルドデシルアミン

CAS 番号（注1）	届出の留意点
112-18-5	—
61788-93-0	（注2）

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：166

ヘキサデシル（トリメチル）アンモニウムの塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
57-09-0	—
112-02-7	—
8030-78-2	(注3)
68002-62-0	
68002-63-1	

(注1) 平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

(注3) 優先評価化学物質（ヘキサデシルトリメチルアンモニウム）と、それ以外の一般化学物質の数量を、合理的な比率に按分して届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号： 167

ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
7173-51-5	—
68424-95-3	（注3）
97931-37-8	—
210420-85-2	—

（注1）平成24年度に届出のあった CAS 番号のみ記載

（注3）優先評価化学物質（ジデシルジメチルアンモニウム）と、それ以外の一般化学物質の数量を、合理的な比率に按分して届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：168

ビス（アルキル（C=12, 14, 16, 18, 20、直鎖型））（ジメチル）アンモニウムの塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
107-64-2	—
3401-74-9	—
61789-77-3	（注2）
61789-80-8	
68910-56-5	

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：169

N,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、
(*Z*)-*N,N*-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は (9*Z*, 12*Z*)-*N,N*-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド

CAS 番号 (注1)	届出の留意点
1643-20-5	(注4)
2571-88-2	—
2605-79-0	—
3332-27-2	—
7128-91-8	—
14351-50-9	—
61788-90-7	(注2)
70592-80-2	

(注1) 平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

(注2) これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

(注4) 平成26年度受付(平成25年度実績)は通し番号101の優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号： 171

アルカノール（C=10～16）（C=11～14 のいずれかを含むものに限る。）

CAS 番号（注1）	届出の留意点	CAS 番号（注1）	届出の留意点
112-42-5	—	68526-86-3	—
112-53-8	（注4）	68603-15-6	（注6）
112-72-1	—	68855-56-1	—
3913-02-8	—	75782-86-4	—
19780-79-1	—	75782-87-5	—
21078-81-9	—	80206-82-2	—
27458-92-0	—	93762-73-3	—
67762-41-8	（注5）	128973-77-3	—
68155-00-0	（注2）	740817-83-8	—
68333-80-2	—		

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届け出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

（注4）平成26年度受付（平成25年度実績）は通し番号104の優先評価化学物質に届け出てください。

（注5）優先評価化学物質通し番号170（デカン-1-オール）との重複がありますが、通し番号171として、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して届け出て下さい。

（注6）優先評価化学物質通し番号103（1-オクタノール）及び170（デカン-1-オール）との重複がありますが、通し番号171として、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して届け出て下さい。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：172

飽和脂肪酸（C=8～18、直鎖型）のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸（C=16～18、直鎖型）のナトリウム塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
143-19-1	—
408-35-5	—
629-25-4	—
822-12-8	—
822-16-2	—
1002-62-6	—
1984-06-1	—
8052-48-0	（注2）
16558-02-4	—
61789-31-9	（注2）
61789-89-7	
67701-10-4	—
67701-11-5	—
85408-69-1	—
91032-13-2	—

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号： 173

N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）アルカンアミド（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（*Z*）-*N, N*-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9-エンアミド又は（9*Z*, 12*Z*）-*N, N*-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9, 12-ジエンアミド

CAS 番号（注1）	届出の留意点
93-82-3	—
93-83-4	（注4）
120-40-1	—
7545-23-5	—
8051-30-7	（注2）
68440-04-0	
68440-32-4	
68603-42-9	
73807-15-5	
97926-10-8	

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）これらのCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

（注4）平成26年度受付（平成25年度実績）は通し番号30の優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：174

[(3-アルカンアミド (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は (Z) - [[3-(オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ] アセタート

CAS 番号 (注1)	届出の留意点
4292-10-8	(注4)
25054-76-6	—
59272-84-3	—
61789-40-0	(注2)

(注1) 平成24年度に届出のあった CAS 番号のみ記載

(注2) これらの CAS 番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含むものもありますが、優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄に CAS 番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。

(注4) 平成26年度受付（平成25年度実績）は通し番号121の優先評価化学物質に届け出てください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号： 175

ナトリウム＝アルケンスルホナート（C＝14～16）又はナトリウム＝ヒドロキシアルカン
スルホナート（C＝14～16）

CAS 番号（注1）	届出の留意点
11066-21-0	—
68439-57-6	—
68937-98-4	（注3）

（注1）平成24年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注3）優先評価化学物質（C＝14～16の物質）と、それ以外の一般化学物質の数量を、合理的な比率に按分して届出を行ってください。